

# 危険物施設に係る完成検査前使用に関する 注意喚起情報

**「完成検査に合格しなければ、危険物施設は使用できません。」**

## 1 完成検査

「消防法の許可を受けた者は、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。」とされています。(消防法第11条第5項)

消防法第11条第5項抜粋(ただし書き省略)

第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

川越地区消防局では、消防法に基づき完成検査を行っています。

これは、技術上の基準への適合性と施設の使用の安全性を審査する書類上の設計審査である危険物許可だけでは、現実の施設の基準適合性を確認するには十分でないことから、許可された計画に従い基準に適合するか否かを確認する必要があります。

更に完成検査の効果は、当該検査が終了し、技術上の基準に適合していると認められたことで、本来許可が有している危険物施設を使用できるという法的効果が発効する始点になるということになります。

**「完成検査済証の交付を受けないと危険物施設を使用できない。」**といわれるのは、まさにこの意味です。

先般、当管内の大規模な危険物事業所において、変更工事に伴う完成検査終了前にも関わらず、変更工事部分の危険物施設の設備を使用していた事案が発生しました。

川越地区消防局では、直ちに保安監督者及び安全担当者に嚴重注意を行い、事業所管理者から再発防止対策書の提出を求め、危険物施設の安全性を高めるため、関係者に必要な指示をしたところです。

そこで次の事項について対応をお願いします。

- ▶事業所管理者は、事業所において、法令遵守の体制の再構築をお願いします。
- ▶完成検査申請等を行う安全担当者は、危険物施設の保安監督者等への周知徹底及び業務上の作業工程の調整等を適切に行ってください。
- ▶保安監督者等の危険物施設の安全性を維持管理する中心的な立場にある方は、従業員に対して完成検査前に施設や設備を使用しないことを、定期的な保安教育において実施してください。また、変更工事の工程を必ず示し、変更工事完了後、完成検査を受けるまでの間は特に従業員に対して注意喚起を行ってください。
- ▶従業員等は、消防機関による完成検査の日程等を把握し、通常と異なる設備等がある場合は、使用してよいか保安監督者に必ず確認をしてください。

## 2 違反是正措置

- 1 完成検査前に危険物施設を使用したと認められる場合、危険物施設の関係者に対し、消防法第12条の2の規定に基づき、危険物施設の許可の取消し、又は期間を定めて使用の停止を命ずることがあります。
- 2 関係する危険物取扱者は、危険物取扱者免状を交付した知事から、消防法第13条の2の規定に基づき、危険物取扱者免状の返納命令になることがあります。
- 3 違反者の行った違反行為が事業主の管理監督責任懈怠等に起因するような場合は、事業主に対しても再発を防止するため、一定の違反是正措置を講じる場合があります。

### 問い合わせ先

川越地区消防局予防課保安担当

TEL 049-222-0744